

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 申請書

記入例

【高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童)を養育する方】
令和3年9月30日時点で当該児童を養育している方のうち、主たる生計維持者(保護者のうち所得の高い方)の氏名を記入。
【公務員の方】
令和3年9月分(令和3年9月出生の児童は10月分)の児童手当を受給している方の氏名を記入。
【新生児(令和3年10月1日～令和4年3月31日まで)を養育する方】
児童手当を受給する方の氏名を記入。

1. 申請者

申請者情報欄: 氏名(ヨツカイチ タロウ 四日市 太郎), 性別(男), 生年月日(昭和30年9月1日), 住所(〇〇県〇〇市××××丁目△△番地), 電話(111(111)1111)

※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者情報欄: 配偶者の有無(有), 氏名(ヨツカイチ ハナコ 四日市 花子), 性別(女), 生年月日(昭和30年9月1日), 住所(四日市市▲▲▲▲丁目□□番地)

※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

※対象児童(平成15年4月2日以降生まれの児童)

対象児童一覧表: 4名の子供をリストアップ。1名(四日市 一郎)は平成15年4月2日以降生まれで対象。2名(四日市 花代)も対象。3名は平成15年4月2日以前生まれで対象外。

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。
※結婚している児童は給付金の対象とはなりません。

4. 受取方法

下記の受取口座記入欄に申請者の口座を記入してください。

【受取口座記入欄】

受取口座記入欄: 金融機関名(銀行), 支店名(本支所出張所), 分類(普通), 口座番号(7桁), 口座名義(ヨツカイチ タロウ 四日市 太郎)

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期入出金のない口座を記入しないで下さい。

□ なお、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のうち、窓口での現金支給を希望する方は、上の振込先指定口座の記入に代えて、左の口に「✓」を入れてください。

(裏面も確認してください。)

## 5. 添付書類

- 申請者の本人確認書類の写し(コピー)

※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)

- 振込先金融機関確認書類の写し(コピー)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)。

<申請者・配偶者が令和3年1月1日時点で四日市市に住民票がなかった場合>

- 当該申請者・配偶者の令和3年度課税証明書

<対象児童と別居しており、かつ、当該対象児童が四日市市以外の市町村に住民票がある場合>

- 対象児童の世帯全員の住民票の写し

※配偶者からの暴力を避けるために住民票と異なる場所に居住している場合や、離婚協議中の方等については他の書類の提出をお願いすることがあります。

・申請者の本人確認書類の写し(コピー)  
・振込先金融機関確認書類の写し(コピー)  
については、全ての申請者の方に必要な添付書類となりますので、必ず添付してください。

### (公務員の方のみ)

※この欄は公務員の方が申請者となる場合のみ記入してください。  
ただし、高校生のみを養育している方や、新生児(R3.10.1以降生まれ)分のみ申請を行う方は記入不要です。

- 下記事項について相違ありません。 ※左の口に「✓」を入れ、下記に所属庁の名称を記入ください。

私は、上記「3. 対象児童(※)」に係る令和3年9月分(令和3年9月出生の児童は10月分)の児童手当を所属庁( ●●●市役所 )から受給しました(又は受給見込み)。

※ 令和3年10月1日以降に出生した児童は除く(証明不要のため)

この欄は公務員の方が「3. 対象児童」に記載した児童のうち、令和3年9月分(令和3年9月出生の児童は10月分)の児童手当を受給した(又は受給見込み)の場合に、支給要件の確認のために記入いただくものです。  
なお、高校生(H15年4月2日~H18年4月1日)児童や、新生児(R3年10月1日以降生まれ)分については証明不要です。

【例1】長男(17歳)、長女(12歳)の2人分を申請する場合  
→ 長女分について証明が必要なため、記入をお願いします。

【例2】長女(16歳)分のみを申請する場合  
→ 証明不要のため、この欄は記入不要です。

【例3】長男(0歳:R3.10.1生まれ)分のみを申請する場合  
→ 証明不要のため、この欄は記入不要です。

### 【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、市が必要とする書類の提出を求め、他の行政機関等に求めることに同意します。
- 子育て世帯への臨時特別給付の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要とする書類の提出を求め、他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものと見做し、給付金の請求を停止します。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上となった場合は、子育て世帯への臨時特別給付を返還する必要があります。

## 添付欄

### ①申請者の本人確認書類

(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し)

### ②振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)